

# たには会東海支部規定

〔規定制定〕 昭和60年7月1日

〔改正〕 平成6年10月9日

平成25年4月14日

平成25年5月11日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、たには会東海支部（以下「支部」という。）と称する。

(目的)

第2条 支部は、たには会の目的の趣旨に添うよう支部活動を行うとともに、支部会員（以下「会員」という。）の資質の向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の資質向上に関する研究会・見学会および講演会等の開催
- (2) 会員名簿、会報、その他必要と認める出版物の刊行
- (3) 親睦会の開催
- (4) その他、支部発展のため必要と認める事項

(事務局)

第4条 支部の事務局は、支部長宅または支部長の勤務地内等に置く。

## 第2章 会員

(支部会員)

第5条 支部会員は、たには会会則第5条第1項により明治鍼灸短期大学 鍼灸学科・明治国際医療大学（明治鍼灸大学）鍼灸学部・明治国際医療大学（明治鍼灸大学）大学院鍼灸学研究科の卒業生ならびに研究生として3年以上在籍した者で会長がこれを認めた者とする。

2 支部会員は、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県に在住する正会員とする。

## 第3章 役員

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 経理部長 1名
- (5) 経理副部長 1名
- (6) 総務部長 1名
- (7) 総務副部長 1名
- (8) 組織部長 1名
- (9) 組織副部長 1名
- (10) 広報部長 1名
- (11) 広報副部長 1名
- (12) 広報委員 若干名
- (13) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し支部の会務を総理するほか、支部運営の重要事項につき、会長に対し報告する義務を負うものとする。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、支部総会および役員会の記録を行う。
- (4) 経理部長は、予算執行および決算を行う。
- (5) 経理副部長は、経理部長を補佐し、予算執行および決算を行う。
- (6) 総務部長は、支部の会務を行う。
- (7) 総務副部長は、総務部長を補佐し、支部の会務を行う。
- (8) 組織部長は、支部の所定の会務を行う。
- (9) 組織副部長は、組織部長を補佐し、支部の所定の会務を行う。
- (10) 広報部長は、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。
- (11) 広報副部長は、広報部長を補佐し、支部の会務を行う。
- (12) 広報委員は、広報部長を補佐し、支部会報、その他必要と認める出版物の編集および発行を行う。
- (13) 監事は、会務ならびに財産状況を監査し、支部総会に報告するものとする。

(役員を選任)

第8条 役員は、会員の中から、支部総会により選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼ねることは出来ない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員が辞任、または任期満了の際は、後任者が就任するまでは、前任者はその職を行う。

(顧問・相談役)

第10条 支部に、顧問・相談役を置くことが出来る。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 たには会会員以外の有識者を顧問として招聘することができる。顧問は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 3 支部長経験者を相談役として置くことができる。相談役は、役員会の議決を経て、支部長が委嘱する。
- 4 顧問・相談役は、支部長の委嘱により、支部の各種会議に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、表決に加わることは出来ない。

## 第4章 会議

(会議の種類)

第11条 支部の会議は、支部総会、役員会とする。

(支部総会)

第12条 支部総会は、原則として年1回開催し支部長がこれを召集する。

- 2 支部総会の承認および決議は出席者の過半数で決す。
- 3 支部総会に議長を置き、支部長または支部長が指名した者をもって充てる。

(役員会)

第13条 役員会は支部の執行機関であり、随時必要に応じて支部長が召集する。

- 2 役員会に議長を置き、支部長または支部長が指名した者をもって充てる。

## 第5章 会計

(会計)

- 第14条 支部の経費は、支部会費・寄付金・その他をもって充てる。  
2 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 細 則

(細 則)

- 第15条 支部規定に細則を設けるものとする。

## 第7章 補 則

(補 則)

- 第16条 この規定の改廃には、支部総会において出席会員の4分の3以上の議決を受け、幹事会で承認されなければならない。

附則

- この規定は、平成25年5月11日より施行する。